

新 城 市 議 会

総 務 消 防 委 員 会

平成27年6月23日（火曜日）

総務消防委員会

日時 平成27年6月23日（火曜日） 午前9時00分開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 総務部、企画部、消防本部

第102号議案	「質疑・討論・採決」
第103号議案	「質疑・討論・採決」
第104号議案	「質疑・討論・採決」
第105号議案	「質疑・討論・採決」
第115号議案	「質疑・討論・採決」
第116号議案	「質疑・討論・採決」
第124号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（6名）

委員長 下江洋行 副委員長 村田康助
委員 柴田賢治郎 長田共永 丸山隆弘 加藤芳夫
議長 夏目勝吾

欠席委員 なし

説明のために出席した者

総務部、企画部、消防本部の係長職以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 中島 勝 議事調査課長 伊田成行 書記 今野千加

開 会 午前9時00分

○下江洋行委員長 ただいまから、総務消防委員会を開会します。

本日は、22日の本会議において、本委員会に付託されました第102号議案から第105号議案まで、第115号議案、第116号議案及び第124号議案の7議案について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第102号議案 新城市総合支所設置条例等の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第102号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第103号議案 新城市税条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

これより、第103号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第104号議案 新城市財産区特別会計の設置に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第104号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第105号議案 新城市財産区管理会条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

これより、第105号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第115号議案 市有財産の無償譲渡を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第115号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第116号議案 財産の取得を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第116号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第124号議案 新城市民憲章の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柴田委員。

○柴田賢治郎委員 市民憲章ということで、この内容自体は理解するところなんですけど、市民の皆様覚えてもらうにはもう少しわかりやすく、簡潔にというところがあるかなというように思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○下江洋行委員長 金田秘書広報課長。

○金田明浩秘書広報課長 この案につきましては、老若男女、若い方、お年寄りの方にもわかりやすい内容ということで、市民委員に意見を聞きながら審議をしまいいりまして、この結果として、この案になったということでございますので、今後議決されましたら広報紙等に基づきましてPRをしていきたいと思っております。

○下江洋行委員長 柴田委員。

○柴田賢治郎委員 それでは、PRする側はこれをそらで言えるぐらい理解しているということによろしいですか。

○金田明浩秘書広報課長 はい。

○下江洋行委員長 いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

長田委員。

○長田共永委員 旧来の鳳来、作手の例はわからないんですが、過去、旧の新城市において市民憲章の推進委員会は設置した経緯があるんですが、そうした会ってというのは、協議会、確かありましたよね。推進協議会でしたか、市民憲章の。それがあって例えばいろいろな会の冒頭に、今、柴田委員の御指摘があったように、これをみんなで話して唱和するっていう形で、推進協議会って、正式な名前、細田会長だったかな、確か。協議会での、そうした会が確かあったはずなんですけど、そうした部分の会の設置、これに伴った、そうい

うのは今、考えておられるかどうか。

○下江洋行委員長 金田秘書広報課長。

○金田明浩秘書広報課長 今のところちょっとまだ。検討させていただきますけども、一応10月3日の記念式典では、市民憲章を皆さんで唱和していただくという形で対応していきたいと思っております。

○下江洋行委員長 長田委員。

○長田共永委員 会のほうはまだ。協議会なり、推進の。

○下江洋行委員長 金田秘書広報課長。

○金田明浩秘書広報課長 また検討させていただきます。

○下江洋行委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 今、長田委員が言われた、ちょっと具体的にどういうことですか。推進委員っていうのは、要はこの市民憲章をもっと広く普及できるように。

○下江洋行委員長 長田委員。

○長田共永委員 新城市民憲章、自分も副会長だったことがあって、その協議会の。確か、ありましたよね。

○下江洋行委員長 竹下総務部長。

○竹下喜英総務部長 確か社会教育部門、今で言う生涯学習課のところ推進協議会のような、ちょっと名前はもう私は正確に覚えておりませんが、そうした会がありまして、そうしたところでいろんな形で会合があったたびに、会合の冒頭に市民憲章を唱和して会を始めるといふ運動をしていた方々がいらっしやったというふうに記憶しております。

そうした会については、先ほど金田課長が回答したように、今後検討していくということで御理解をさせていただきたいと思っております。

○下江洋行委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 それで過去の話なんですけれど、それでどの程度、啓蒙普及と言うか、新城市民の皆さんのところへ落とし込んでいったかっていう、そういう効果も当然出てくると思うんですけど、それも目的の中に当然あ

ったのかなということなんですけど、さっき旧新城ということだから、それでは鳳来、作手はどうだったかと言うと、改まってそういう組織はされてなかったと記憶しているんですけども、それぞれの条例の中にうたい込んで市民憲章推進委員ということをやたいこむ条例なんかもあったと思うけど、そのぐらいの程度でいいのか、それともそういう今後検討するという答弁いただいているんですけど、そういう方向で向かって行ったほうがいいのか、その辺のところなんですけど、どうなんでしょうか。必要、やっぱりあるべきことなのかということ。

○竹下喜英総務部長 部会か何かでそれで、予算要望等で。

○下江洋行委員長 金田秘書広報課長。

○金田明浩秘書広報課長 ことしの予算で今、新城市内の旧の新城地区の公民館には市民憲章のプレートが配られてありまして、それを掲示していただいているんですが、ことしそういう市民憲章が制定されましたら、それをまたプレートをつくって、今度は新城地区、鳳来・作手地区の公民館にも、すべての公民館にそれをお配りしたいと考えています。

○下江洋行委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 話題をちょっと変えますけれども、きのうの質疑の中で、それぞれ指摘をされて文面のほうに、5行にわたる文面に対しての指摘をされた議員の意見がありましたけれども、最初のこのきれいな水と緑を守りますという問題については、産廃問題が今あるじゃないか。それからまたいろいろずっとそういう例を例えて言われておったんですけども、こういうもの一つ一つにやはりきのうの質疑を聞いていて、ちょっともう一歩進めた答弁をいただきたいかなって言うように私自身、聞いていて感じたんですけども、いや、そうじゃないんですよと。前向きにやっぱり新城、すばらしい環境の中で市民こそぞってその目標に向かってつくっていきま

しょうというような、そういう憲章であるということで、意味合いは当然わかるんですけども、質疑の中身そのものが非常に抵抗があったものですから、きちんとやっぱりその辺は指摘をして、こうじゃないということで対応すべきだと思うんですが、その辺もちょっと答弁をいただきたいと思うんです。トータル的に。市民憲章はそもそもそういうものじゃないんですよっていう形で、答えるべきじゃないのかなど。きのうは・・・。

○下江洋行委員長 松本企画部長。

○松本博也企画部長 私自身はそうお答えしたつもりなんですけど、回答が弱いイメージを与えてしまっていると思えばおわびしたいと思いますが、確か議員の御指摘は、行動を制限するというような、そういう言い廻しでしたので、そこまでの強いあれはないんですけども、市民全体でこれを目指すというようにお答えをしたつもりですので、これからもその方向で進めてまいりたいというように思っております。

産廃の問題などもございまして、このもう環境を守るということはふさわしくないのではないかというような御指摘ですが、だからこそこういう方向に向かって市民一丸となって進むんだっていう、そういう意思のあらわれだというように理解しております。

○下江洋行委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 2番目のところだと、奥三河については自殺者が大変多いという指摘もあったりとか、あと3番目、4番目のところで、出生届におめでとうという声が職員の中で出て来ないと。これどういうことだっというような逆の指摘があったと。実際そういう事実が本当にあるのかどうか。決して私自身はそうは思っていないので、その辺のそれぞれ議員のそのときの質疑の中身によりけりだと思うんですけども、きちんとやっぱりそういうときには答えて、そういう事実ありませんならありませんと答えるべきじゃない

のかなっていうようにきのうは感じたんですが、改めてお聞きしますが。

○下江洋行委員長 松本企画部長。

○松本博也企画部長 それは、職員に関しては人事の担当になりますが、職員の規範としては市民価値を高めることのできる職員ということで掲げて進めておりますので、出生の時点であいさつと言うか、それができているのかいないのかっていうのは、ちょっとあの時点では私どもが把握していなかったものですから、強く否定はできなかったということで、その辺をできるようにしっかりとやっていきたいというように思っています。

○下江洋行委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第124号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査はすべて終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもって、総務消防委員会を閉会

します。

閉 会 午前9時14分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを
証するために署名する。

総務消防委員会委員長 下江洋行